

【カタログ登録パートナー企業】 登録規約

本規約は、東京ガスコミュニケーションズ株式会社（以下、 当社という。）が運営する「カタログ登録パートナー企業」制度（以下、本制度という。）について定めるものです。

第1条 （パートナー企業）

パートナー企業（以下、登録企業という。）とは、本規約を承諾の上、所定の方法により登録の申し込みを行い、当社が登録を承認した企業をいいます。

第2条 （登録条件）

本制度は、リビングデザインセンターOZONE を拠点に、生活者が主体となった豊かな暮らしと快適な居住空間の創造を目指す様々な活動のための登録制度です。

居住空間に関する商材開発・製造・輸入・販売に携わる法人企業（またはそれに準じる団体等）が登録資格を有するものとします。

登録にあたっては、一企業一登録を原則とし、関連・関係会社の別法人は含まれません。また登録制度の窓口として、部門代表者1名の名前と連絡先（勤務先のもの）を登録していただきます。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、当社は登録を承認しないことがあります。

- （1）本規約の違反により、過去に登録資格の停止処分を受けたことがある場合
- （2）登録申し込みの際に虚偽の記載があった場合
- （3）その他、当社が登録を不適当と判断した場合

第3条 （登録事項の変更）

登録企業は、登録した事項に変更が生じた場合、当社が別途指定する方法にて当該変更内容を通知するものとします。登録企業が変更を通知しなかったことにより、当社または第三者に損害が生じた場合、会員は当該損害を賠償するものとします。また、当該通知をしなかったことにより登録企業に生じる不利益に関し、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4条 （本制度の内容）

当社は、本制度として登録企業に対し、本制度の適用期間内において、当社所定の方法により、OZONE カタログライブラリーでのカタログ帳開架、企画展やサンプルコーナー等の活用等を提供します。詳細は、リビングデザインセンターOZONE のホームページ上に記載します。

第5条 （年間登録料の支払い方法・適用期間）

登録企業は、本制度への対価とし、年間登録料を指定の銀行口座にお振り込みいただきます。

本制度の適用期間は 10 月から翌年 9 月末までの 1 年間（以下、「本適用期間」といいます）とし、継続する場合は、1 年毎に更新していただきます。年間登録料の振り込み期限は原則として請求書発送から翌月末までとします。なお、本適用期間の途中で本制度へ登録した登録企業に対しては、登録日から次の 9 月末までの期間を適用期間とし、年間登録料は、登録日を含む月から次の 9 月末までの期間の月割りで計算して請求いたします。年間登録料は、本条に定める場合及び第 15 条の定めにより本制度が終了する場合を除き、返還いたしません。

年間登録料は別紙「カタログ登録パートナー企業登録料金表」に記載する通りとします。

第 6 条 （免責）

当社は、次のいずれかに該当する場合、登録企業への事前の通知なく、本制度の全部または一部の利用を一時停止することがあります。また、当社は、登録企業が本制度を利用し、または本制度の一時停止に起因して発生した損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとし、当社が損害賠償の責めを負うとされる場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

- （１）施設の保守・点検を行う場合
- （２）通信回線等の障害が生じた場合
- （３）法令に基づく措置があった場合
- （４）火災、停電または天変地異等の不可抗力による場合
- （５）その他、本制度の利用が困難と判断した場合

第 7 条 （著作権）

本制度にともなう全てのコンテンツは、当社または当社への情報提供者が、著作権その他の一切の権利を有します。登録企業は本特典を複製・編集・加工・発信その他いかなる方法においても、著作権法で定める私的利用の範囲を超えて、当社に無断で使用することはできません。なお、登録企業の違反により著作権等の知的財産権に関する紛争が生じた場合、登録企業は自社の責任と負担において、その問題を解決するものとします。

第 8 条 （個人情報の取り扱い）

当社は本制度運営に関し登録企業が開示した個人情報を、当社のホームページに定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

第 9 条 （個人情報の利用目的）

当社は登録企業が開示した個人情報および当社サービスの利用状況等の履歴情報を以下の

各号に定める目的のために利用するものとします。

- (1) 本制度を運営、サービスの提供をすること
- (2) 登録企業からの要望等（企画展への参画等）に対応すること
- (3) 当社が取り扱う商品・サービス・各種イベント・キャンペーン等について、宣伝印刷物等の送付、電話、電子メールの送付等により案内すること
- (4) 商品開発、販売促進および営業活動、お客様満足度向上策等の検討とそのためのアンケート調査をおこなうこと

第10条（禁止事項）

登録企業は、本制度の利用にあたって、次の各号の行為をおこなってはならないものとします。

- (1) 登録特典を第三者に使用させる行為
- (2) 第三者に対して、営業拠点またはその活動の主体がリビングデザインセンター OZONE であると思わせる行為
- (3) 当社から送信された電子メールを第三者に転送する行為
- (4) 登録時に虚偽の情報を申請する行為
- (5) 本制度を利用して、政治活動、宗教活動を行う行為
- (6) 当社の通信設備に過大な負荷を生じさせ、他者の利用に支障をきたす行為
- (7) 当社または情報の権利者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
- (8) 第三者の財産、肖像権、プライバシー等を侵害する行為、またはその恐れのある行為
- (9) 当社または第三者を誹謗、中傷ならびに名誉を棄損する行為またはそのおそれのある行為
- (10) 不正アクセス禁止法に違反する行為
- (11) 犯罪行為、犯罪行為を導くような行為、またはそれらのおそれのある行為
- (12) 本制度の運営を妨げ、当社の業務営業の妨げ、または妨げるおそれのある行為
- (13) 前各号の他、法令、公序良俗に違反する行為、または当社が不適切と判断する行為

当社は、会員が前項各号の行為のいずれかに該当する行為を行った場合、登録企業の本制度の登録資格を直ちに喪失させることができるものとします。この場合、当該登録企業に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。なお、前項各号の行為に起因して当社もしくは第三者に損害が生じた場合、当該登録企業は登録資格を喪失した後であっても、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第11条（登録の解消）

登録企業は、いつでも本制度の登録を解消することができます。本制度の利用終了を希望する場合、当社所定の方法により、登録解消の申し込みを行うものとします。なお、登録企業は登録解消処理と同時に、登録資格を喪失するものとします。

第12条（登録の解除）

登録企業が次の各号の一に該当するときは、当社は当該企業の会員資格を解除することができます。

- （1）差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生、会社更生、破産もしくは競売の申し立てがあったとき
- （2）手形または小切手の不渡りを出したとき
- （3）営業停止、営業免許または営業登録の取り消し等、行政上の処分を受けたとき
- （4）事業活動において重大な法令違反があり、社会的な信用を失墜したと認められるとき
- （5）会社の解散、営業の中止もしくは停止その他の営業上の重大な変更、もしくは会社の合併、分割、営業譲渡等重大な組織変更により、営業の継続が困難となる恐れがあるとき
- （6）第13条に違反したとき

第13条(反社会的勢力との関係排除)

- （1）登録企業は、本制度登録時および将来にわたり、自己、自己の役員若しくは自己の重要な使用人(以下、「自己等」という。)または経営を実質的に支配する者が、暴力団関係者その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)ではないこと、自己等が反社会的勢力の威力等を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供する等その維持運営に協力等しないこと（但し、法令により取引が義務付けられているものは除く）、および法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるものを含む）をしないことを表明保証することとします。
- （2）登録企業は、事業に関連して契約する自己の下請または再委託先業者(数次にわたるときはその全てを含む。以下、「下請等」という。)が前項に反しないことを確約し、違反が判明した場合は、下請等との契約を解除しまたはそのための措置をとることとします。
- （3）当社は、登録企業が前二項に反した場合は、本制度の提供を停止することができます。
- （4）登録企業が本条に反したことにより、当社が損害を被った場合は、当社は登録企業に

対し、当該損害について損害賠償を請求できます。

第14条（本規約の変更）

本規約は、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の定めにしたがい、登録企業の下承を得ることなく、本規約を変更させていただくことがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、通知またはインターネット上に公表することによって登録企業に通知します。

第15条（本制度の変更・終了）

当社は、必要がある場合には、登録企業の下承を得ることなく、本制度の変更または終了をすることができます。この場合には、当社は、メールまたはリビングデザインセンター OZONE のホームページ等で通知をおこなうとともに、本制度を終了する場合には、すでに受領している年間登録料について、未経過期間に対し月割をもって計算した料金を返還します。

第16条（合意管轄）

本規約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（規約適用期間）

本規約は 2020 年 8 月 1 日より適用いたします。

【お問い合わせ】

リビングデザインセンターOZONE OZONE カタログライブラリー

東京ガスコミュニケーションズ株式会社

〒163-1062 東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー内

TEL：03－5322－6500（代）

カタログ登録パートナー企業 登録価格表

	コース	サイズ	期間	金額（税別）
カ タ ロ グ 棚	S	w419×h419×d450 mm	1 年間	¥ 50,000
	S（最下段）	w419×h419×d450 mm		¥ 30,000
	M	w862×h419×d450 mm（縦横どちらも可）		¥ 100,000
	M（最下段）	w862×h419×d450 mm（横）		¥ 60,000
	L	w862×h862×d450 mm		¥ 150,000

2023 年 4 月 1 日現在